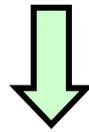
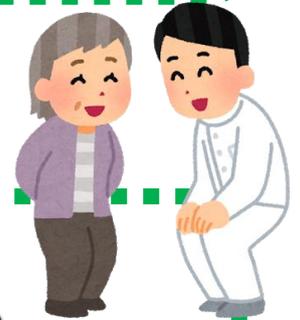


その困りごと、年齢のせいにしていませんか？
少し前の元気な自分に戻るお手伝いをします！

目指す姿



リハビリテーション専門職
がアドバイス



以前できていたことが、再びできる。
弱らない生活を送るためのポイントを発見できる。
生活をセルフマネジメントできる。

【対象者】

下記の①から④のすべてに該当する者又は、市長が認める者

- ① 事業対象者または、要支援1・2の者（介護保険証に記載がある）
- ② 介護保険における訪問型サービス・通所型サービスを利用していない者
- ③ 医療保険におけるリハビリテーションを受けていない者
- ④ 過去にリハビリテーション専門職訪問事業を利用していない者

※ 機能訓練は行いませんが、運動機能検査や運動（活動）の指導があります。
心臓病・呼吸器疾患などの疾患をお持ちの方は、医師と相談してください。



☆☆例えばこんな人におすすめ☆☆

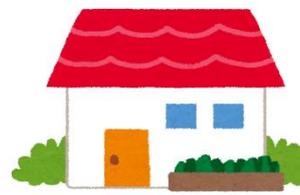


- 足腰の弱りを感じる
「買い物が大変になってきた。」
「家の中でつまずくようになった。」
「杖や福祉車に頼って歩くようになった。」
「15分続けて歩くことができなくなった。」
- ▶ 歩く自信をつけ、自分で買い物に行けるようになりましょう。

- 活動が減っている
「運転免許証を返納し、家に閉じこもりがち」
「骨折したり、膝が痛いなど、動くのがおっくう」
「転んだ経験があるため、動くのが心配」
- ▶ 興味のあることから少しずつ始めましょう。



【利用料】 無料

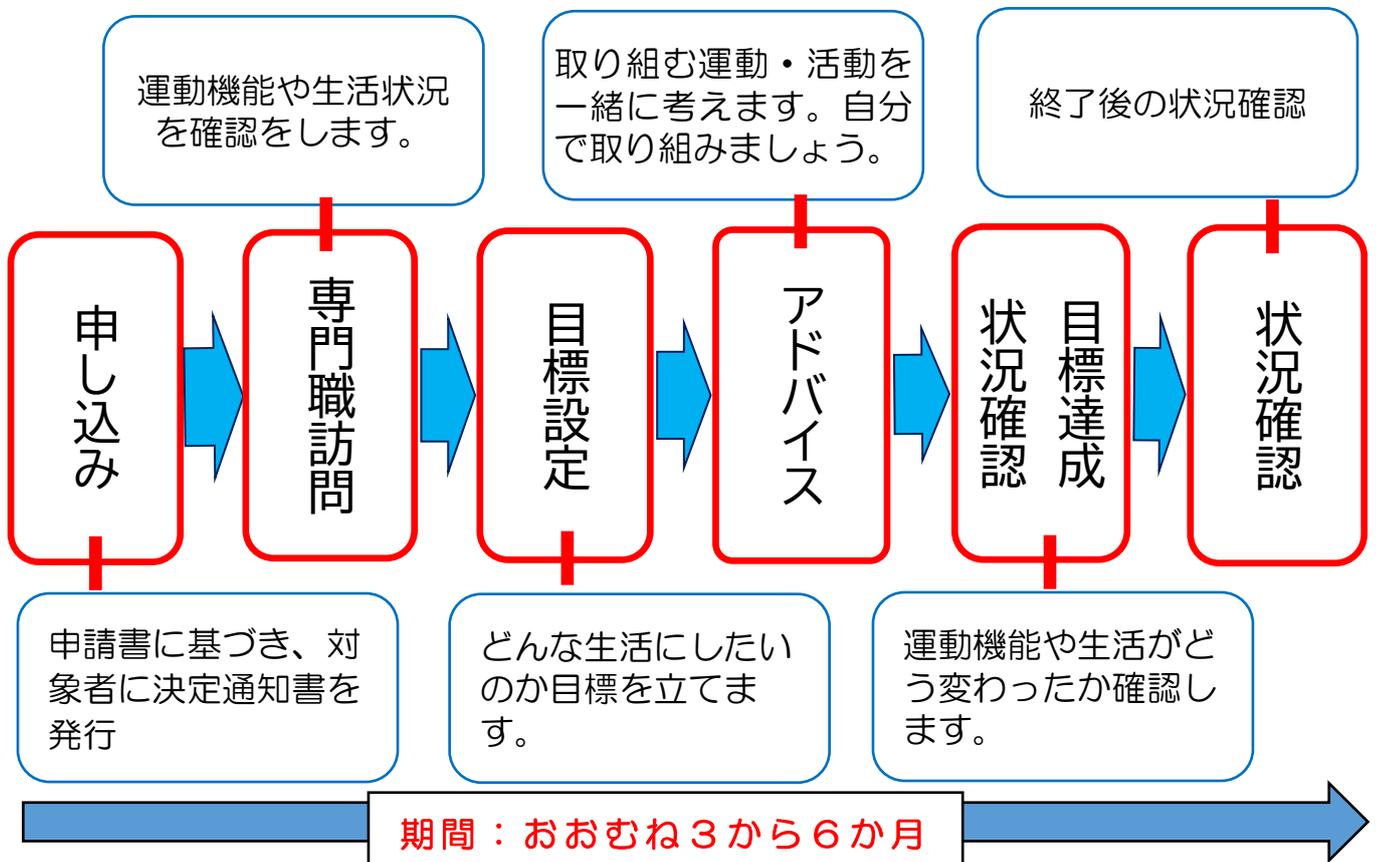


【事業内容】

市が委託した医療機関・介護保険事業所のリハビリテーション専門職（理学療法士または作業療法士）が自宅を訪問し、自立した生活が送れるようアドバイスします。 ※ 治療や施術は行いません。

- 実施期間 : おおむね3か月継続して訪問します。
その後1～3か月後に確認のため訪問します。
- 頻 度 : 月2回程度（最大8回）
- 訪問時間 : 40分～60分
- 訪問日時 : 月～金曜日（祝日を除く）9時～17時

【事業の流れ】



【申込み・相談】

お住いの地区の地域包括支援センター又は、担当のケアマネジャーに、ご相談ください。（利用には、申請書、基本チェックリスト、利用者情報を市に提出する必要があります。）

問合わせ	北名古屋市役所 高齢福祉課 地域包括ケア推進室 電話番号 0568-22-1111（内線3136）
------	--